

感染症の種類と出席停止期間の基準

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペストマールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 コレラ 細菌性赤痢 ジフテリア 腸チフス パラチフス	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫れが消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において、伝染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の伝染病	